

大分県労働委員会規則第11条及び第12条の規定により、大分県労働委員会が実施した平成27年における不当労働行為事件及び調整事件の審査等の実施状況を、次のとおり公表する。

平成28年1月26日

大分県労働委員会  
会長 麻生 昭一

1 不当労働行為事件

事件番号	請求する救済の内容	申立年月日	調査回数	審問回数	証人数	審査の計画で定めた日数	計画変更により増減した日数	処 理 日 数			終 結 年月日	終 結 状況	備 考
								審査に要した日数	和解に要した日数	終結までに要した日数			
平成27年(不)第1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>被申立人は、組合員であることを理由として、配車及び賃金について、申請者組合員を差別してはならない。</li> <li>被申立人は、申請者組合員に対し、配車差別により生じた賃金の差額及び平成27年9月10日以降は差別が是正されるまでの間、配車差別前の平均賃金相当額を支払わなければならない。</li> <li>ポスト・ノータイス</li> </ul>	27.10.7	1回										

2 調整事件

(1) 労働争議の調整

事件番号	区 分	調 整 事 項	申 請 年月日	調 査 回数	調 整 回数	処 理 日 数	終 結 年月日	終 結 状況	備 考
平成27年(調)第1号	あっせん	被申請者の副センター長による組合行事に介入した発言の撤回及び謝罪	27.2.12	2回	2回	86	27.5.8	解決	
平成27年(調)第2号	〃	パワハラによる損害賠償請求	27.4.6	2回	1回	36	27.5.1	打切り	
平成27年(調)第3号	〃	組合員3名に、他の従業員と同等の仕事量を確保し、平成27年2月分以前と同等の賃金水準を保障すること	27.6.15	2回	1回	43	27.7.27	打切り	
平成27年(調)第4号	〃	組合員の解雇撤回と職場復帰を議題にした団体交渉を開催すること 組合員の解雇撤回と職場復帰	27.7.2	2回	1回	36	27.8.6	解決	

(2) 個別労働関係紛争のあっせん

事件番号	区 分	調 整 事 項	申 請 年月日	調 査 回数	調 整 回数	処 理 日 数	終 結 年月日	終 結 状況	備 考
平成27年(個)第1号	あっせん	本採用取り消しの撤回	27.8.3	2回	1回	40	27.9.11	解決	

